

芦屋町公式SNS運用方針

(趣旨)

第1条 この方針は、町民等への情報発信の手段として利用する町公式SNSの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町公式SNS フェイスブック、インスタグラム等の芦屋町が情報発信のために利用する各ソーシャル・ネットワーキング・サービスの総称をいう。

(2) 町公式ホームページ 芦屋町が運用するインターネット上の公開用サーバに接続して表示される全てのページをいう。

(運用管理者)

第3条 町公式SNSの運用を統括して管理する者として、運用管理者を置く。

2 運用管理者は、企画政策課長をもって充てる。

3 運用管理者の所掌事項は、次に掲げるものとする。

(1) 町公式SNS全体の運用に関すること。

(2) 発信する情報の内容に関する指導及び助言に関すること。

(3) 町公式SNSのアカウント登録並びにID及びパスワード管理に関すること。

(発信管理者)

第4条 町公式SNSに発信する情報を管理する者として、発信管理者を置く。

2 発信管理者は、情報を発信する各課等の所属長とする。

3 発信管理者の所掌事項は、次に掲げるものとする。

(1) 所管する事務事業に関する情報の発信に関すること。

(2) 発信した情報に関する質問、要望等への対応に関すること。

(情報発信の内容)

第5条 町公式SNSを活用して発信する情報は、次に掲げるものとする。

(1) 町公式ホームページ、広報あしや等に掲載した情報

(2) 芦屋町の町政情報、イベント情報

(3) 災害情報等緊急的に周知する必要がある情報

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める情報

(情報発信の手順)

第6条 情報の発信は、各課等において発信管理者の決裁を経て行うものとする。

2 町公式SNSに投稿された意見や問合せ等には、原則として返信しないものとする。

(利用者による投稿の削除等)

第7条 次に掲げる事項に該当する町公式SNSへの利用者による投稿について、運用管理者は予告なく削除又は、アカウントのブロック等を行うものとする。

(1) 法令、条例等に違反するもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 町の名誉を毀損し、又は信用を損なうもの

- (4) 個人、団体等を誹謗中傷する内容のもの
- (5) 政治活動、宗教活動、選挙運動等に関する内容のもの
- (6) 著作権、商標権、肖像権等の町又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (8) 本人の承諾なく個人情報を特定し、開示し、又は漏えいする等プライバシーを害するもの
- (9) 有害なプログラム等に誘導するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (11) 虚偽や事実誤認の内容を含むもの
- (12) 町公式SNSにより発信する内容と無関係のもの
- (13) 芦屋町を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (14) その他運用管理者が不適切として判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

(著作権)

第8条 町公式SNSに掲載する情報（テキスト、画像等をいう。）に関する知的財産権は、芦屋町又は正当な権利を有する者に帰属する。

2 利用者は、私的使用のための複製、引用等著作権上認められた場合を除き、無断で複製・転載してはならない。ただし、町公式SNS上でのシェア機能等の使用による転載等は可能とする。

(運用の停止又は終了)

第9条 運用管理者は、町公式SNSの運用を停止し、又は終了する場合には、その理由を町公式ホームページ又は町公式SNS上に掲載することとする。

(免責事項)

第10条 芦屋町は、利用者が町公式SNSの情報をういて行う行為について、いかなる場合も一切の責任を負わないものとする。

2 芦屋町は、利用者により投稿された町公式SNSへの情報について、一切の責任を負わないものとする。

3 芦屋町は、町公式SNSに関連して利用者間又は利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 芦屋町は、前3項に掲げるもののほか、町公式SNSに関連する事項に起因し、又は関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第11条 この方針に定めるもののほか、町公式SNSの運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この運用方針は、令和3年4月1日から適用する。